

「川崎市立井田病院図書委員会」要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、川崎市立井田病院における図書室の運用を審議し、医療情報の収集及び提供をはかり、職員の日常業務の向上に資するため、病院長の諮問機関である川崎市立井田病院図書委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

第2条（組織）

委員会は、病院長の委嘱を受けた各診療科（課）を代表する職員及び図書室司書で組織する。

第3条（任期）

委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条（審議事項）

委員会は、次の各号に挙げる事項を調査審議する。

- （1） 図書予算の立案及び執行の提案に関する事項
- （2） 購入図書資料（単行本、随時刊行物、視聴覚資料及び電子媒体等）の選定に関する事項
- （3） 図書室の利用規程に関する事項
- （4） 資料の保管、廃棄及び寄贈に関する事項
- （5） 図書室内の機器購入、更新及び変更に関する事項
- （6） その他、図書室の管理運営に関する事項

第5条（委員長及び副委員長）

委員会に委員長を置く

2 委員会に副委員長を置く

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長・副委員長は、病院長の指名を受けた職員とする。

第6条（会議）

委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。（書記は含めない）

3 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開催することが出来ない。

4 委員会を欠席する場合、事務局（書記）に事前連絡（委任状を提出）することにより、

出席とみなし、議決権を委任することが出来る。

第7条（委員以外の者の出席）

委員会は、審議のため必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は、意見を聴くことができる。

第8条（答申）

委員長は、委員会の審議の結果を議事録とともに、病院長に答申するものとする。

第9条（図書室利用規程）

図書室の利用に関する事項は、別に定める。

第10条（委任）

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第11条（改正）

この要綱の改正は、委員会の構成員3分の2以上の同意を得なければならない。

第12条（庶務）

委員会の庶務は、医事課において処理する。

第13条（図書室PC運用規程）

図書室PC運用に関する規程を別に定める

附則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。